

毎月定額の掛金拠出を選択される場合は、本記入要領の届書は提出不要です。

国民年金基金連合会 御中

事務処理センター用 帳

加入者月別掛金額登録・変更届

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。 ●生年月日の年号に□し点をご記入ください。
- 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。
- この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。

1. 申出者 申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。 **1**

氏名 フリガナ ネンキョウ イチロウ 基礎年金番号 1234-567890

氏名 年金 一郎 生年月日 昭和 49 年 平成 10 年 06 月 06 日

- 企業型確定拠出年金に加入している方は、この届書を提出することはできません。
- 毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
- 掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
- 掛金納付は資格喪失月までとなります。資格喪失月以降の掛金の納付はできません。
- 例えば、10月に資格を喪失した方が、年1回9月分で納付(10/26引落)する場合は、拠出ができません。
- 拠出限度額と掛金額との差額は、拠出単位期間内に限り繰り越すことが可能です。
- ※ただし、拠出単位期間内に企業型確定拠出年金に加入していた期間がある方は、加入期間中の拠出限度額との差額を繰り越すことはできません。

- 「納付済」欄について ●既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。
- 「掛金額」欄について ●掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
●申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2. 当年の掛金額の指定 **2**

当年【令和 4 年】

引落日	3 納付済	4 掛金額
1月26日引落(前年12月分)	23,000 円	円
2月26日引落(1月分)	23,000 円	円
3月26日引落(2月分)	23,000 円	円
4月26日引落(3月分)	23,000 円	円
5月26日引落(4月分)	23,000 円	円
6月26日引落(5月分)	23,000 円	円
7月26日引落(6月分)	円	0 円
8月26日引落(7月分)	円	46,000 円
9月26日引落(8月分)	円	0 円
10月26日引落(9月分)	円	0 円
11月26日引落(10月分)	円	0 円
12月26日引落(11月分)	円	92,000 円
合計		5 138,000 円

3. 翌年以降の掛金額の指定

翌年【令和 5 年】以降

引落日	6 掛金額
1月26日引落(前年12月分)	0 円
2月26日引落(1月分)	0 円
3月26日引落(2月分)	0 円
4月26日引落(3月分)	92,000 円
5月26日引落(4月分)	0 円
6月26日引落(5月分)	0 円
7月26日引落(6月分)	0 円
8月26日引落(7月分)	92,000 円
9月26日引落(8月分)	0 円
10月26日引落(9月分)	0 円
11月26日引落(10月分)	0 円
12月26日引落(11月分)	92,000 円
合計	276,000 円

受付金融機関に申出をした月の翌々月からの反映となります。
(26日が土日・祝日の場合は翌営業日に引落されます)

引落日
6月受付 → 8月26日

<注意事項>

- ・訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。訂正印は不要です。
- ・記入内容に不備があった場合は手続きが遅延することがあります。
- ・掛金の納付方法で「事業主払込」を選択している方は、当該届書のコピーをとり、事業主に提出してください。
- ・届書に記載の注意事項もあわせてご確認ください。
- ・企業型確定拠出年金に加入している方は、この届書を提出することはできません。

①基礎年金番号

- ・基礎年金番号通知書等を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

②当年【令和 年】

- ・掛金額を変更する掛金引落日の属する年を記入してください。
- 例：令和4年8月26日引落分から掛金額を変更する場合、「4」と記載します。

③納付済

- ・既に納付済みの月については、納付した掛金額を記入してください。
- ※口座の残高不足等で引落ができなかった場合、あるいは一時停止である場合は本来納付する予定だった掛金額を記入してください。
- ・掛金額の変更は提出される月の翌々月引落分からとなりますので、提出される月の翌月の欄には、掛金額変更前の納付予定金額を記入してください。

④掛金額

- ・掛金額の変更は提出される月の翌々月引落分以降となりますので、それ以降の欄から記入してください。
- 例：6月に提出される場合は7月26日引落の欄以降を記入してください。
- ・指定した納付月のみ掛金を納付する場合は、掛金を納付しない月の掛金額欄には「0」を記入してください。
- ・1ヵ月分の最低掛金額は、5,000円です。
(中小事業主掛金がある場合は、中小事業主掛金と合算して5,000円です。)
- 数ヶ月分の掛金をまとめて納付する場合は、「5,000円×月数＝最低掛金額」となります。
- ・最高掛金額(限度額)は、月毎の限度額に、まとめて納付する月数を乗じた額です。
(月毎の限度額は裏面をご参照ください。)
- ・年内であれば、掛金限度額に満たなかった掛金額の差額を繰り越すことができます。ただし、当年の差額を翌年に繰り越すことはできません。また、口座の残高不足等で引落ができなかった分の掛金は繰り越すことができません。
- ・12月26日引落(11月分)は必ず納付する必要があります。

⑤合計

- ・1月26日引落(12月分)～12月26日引落(11月分)の掛金額欄の合計を記入してください。
(納付済欄の金額は含めません)

⑥掛金額

- ・④をご参照の上ご記入ください。ただし、必ず1月26日引落(前年12月分)から記入してください。
- ※当年に資格喪失年齢になられる場合、翌年度の掛金額は記入しないでください。

裏面へ

■掛金限度額

対象者		掛金限度額	
第1号 被保険者	日本国内に居住している20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、 自由業、学生など	月額 68,000円 (年額 816,000円)	
任意加入 被保険者	国民年金保険料の任意加入者となっている方	※国民年金基金の掛金、国民年金 の付加保険料と合算した金額	
第2号 被保険者	確定給付型 年金等なし	企業型確定拠出年金に加入していない注1	月額 23,000円 (年額 276,000円)
		企業型確定拠出年金に加入している注2	月額 20,000円 (年額 240,000円)
	確定給付型 年金あり	企業型確定拠出年金に加入している注3	月額 12,000円 (年額 144,000円)
		企業型確定拠出年金に加入していない	
公務員、私立学校の教職員注3			
第3号 被保険者	会社員や公務員など国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者	月額 23,000円 (年額 276,000円)	

注1：中小事業主掛金と合算した金額

＜中小事業主掛金＞ 個人型確定拠出年金に加入する従業員が積立てる（拠出する）掛金に上乗せして、事業主が拠出する掛金のことです。
中小事業主掛金を納付するには法令要件があり、事前に事業主による国民年金基金連合会への届出が必要です。

注2：企業型確定拠出年金の加入者のiDeCo掛金額は、各月の企業型確定拠出年金の事業主掛金額と合算して月額55,000円を超えることはできません。
月額55,000円－各月の企業型確定拠出年金の事業主掛金額＝iDeCo掛金可能額（掛金限度額の上限は20,000円まで）

注3：企業型確定拠出年金とDB等の他年金制度の加入者のiDeCo掛金額は、各月の企業型確定拠出年金の事業主掛金額と合算して月額27,500円を超えることはできません。
月額27,500円－各月の企業型確定拠出年金の事業主掛金額＝iDeCo掛金可能額（掛金限度額の上限は12,000円まで）